

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 1 8 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策の推進について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成25年10月11日に策定され、平成29年3月14日、別添のとおり改定されている。

基本方針では、学校における組織としての一貫したいじめへの対応や警察を含む関係機関との連携の重要性が強調されているほか、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への取組など、昨今の学校におけるいじめ問題の状況を踏まえ必要な事項が盛り込まれている。

警察における法の要点及び留意事項については、「いじめ防止対策推進法の施行について」（平成25年10月4日付け青警本少第267号）において、学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成31年4月24日付け少安第37号）において、それぞれ示しているところであるが、基本方針に基づく対応の留意事項は下記のとおりであるので、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）との更なる連携強化を通じて、学校におけるいじめ問題への的確な対応を引き続き推進されたい。

記

1 インターネット上のいじめへの対応（基本方針12頁関係）

法第19条に規定されたインターネット上のいじめ対策について、学校の設置者（教育委員会等）及び学校が児童等に対し、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪になり得ること、重大な人権侵害に当たること、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うこと等が示されている。

これを踏まえ、各警察署において、インターネット上のいじめを把握した場合は、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成31年4月24日付け少安第37号）において示している迅速な捜査等（調査を含む。以下同じ。）の着手のほか、被害児童等の保護・支援、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等学校等との連携の下、的確に対応すること。

2 地方公共団体が実施すべき施策として定められた事項（基本方針18頁関係）

法第18条第1項に規定された人材の確保等について、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、「スクールサポーター等の警察官経験者」が想定されることが示されている。

スクールサポーター配置警察署にあつては、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（平成31年4月24日付け少安第37号）において示しているとおり、スクールサポーターは、学校への訪問活動の強化による情報の収集、把握した情報の学校及び配置警察署等への連絡・報告、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな対応等が求められることから、学校におけるいじめ問題についてスクールサポーターを活用した効果的な対応に引き続き努めること。

なお、学校等との連携に当たっては、次のような活動をスクールサポーターに行わせることも効果的と考えられる。

(1) 学校が加害児童等に指導する際の助言

いじめ事案に関し、学校が加害児童等に対して指導を行うに当たり、対応方法等について相談を受けた際に、必要な助言を行い、学校が適切な指導を行えるよう支援する。

(2) いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等

学校及び学校の所在地を管轄する警察署と連携し、児童等に対するいじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等の啓発活動を行うとともに、保護者会等の機会を捉えて、保護者に対する啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組を行う。

(3) 加害児童等への注意・説諭

加害児童等に対して、その健全な育成を図るための注意・説諭を行う。

なお、当該支援については、被害児童等やその保護者に同意を得た上で行うようにすること。

3 学校の設置者として実施すべき施策（基本方針21頁関係）

学校の設置者（教育委員会等）は、法第23条第2項に規定されたいじめの事実の有無について、調査した結果に係る報告を学校から受けたときは、必要な支援を行うこととされているところ、当該支援の具体例として「警察等関係機関との連携」が明示されている。

各警察署にあつては、いじめ事案の早期把握と情報の集約及び共有を行うとともに、把握されたいじめ事案に的確に対応するほか、学校等との連携に当たっては、スクールサポーターに、2に掲げる学校が加害児童等に指導する際の助言や非行防止教室の開催、加害児童等への注意・説諭を行わせるなど、学校等と引き続き連携を図ること。

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として定められた事項

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（基本方針28頁関係）

法第22条に規定された学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「対策組織」という。）は、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成することとされているところ、この「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」の例の一つとして「警察官経験者」が明示されている。

各警察署にあつては、学校からの求めがあれば、スクールサポーターを対策組織に積極的に参加させるなどして、学校におけるいじめの防止等の対策に協力すること。

なお、学校が設置する組織には、対策組織のほか、法第28条に規定されたいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（以下「重大事態」という。）において、事実関係を明確にするための調査等を行う組織（以下「調査組織」という。）がある。

この調査組織は、迅速な設置のため、対策組織を母体として設置し得ることから、スクールサポーターも構成員となり得る。他方、調査組織は、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではなく、学校等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることが基本方針に明記されており、調査組織による調査は、警察の捜査等の司法機関による対応とは異なる目的で実施されるものである。

しかしながら、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、対策組織を母体とする調査組織にスクールサポーターの参加を求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分得られている必要がある点に引き続き留意すること。

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置（基本方針29頁関係）

学校におけるいじめの防止等に関する措置については、基本方針の別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」において、次のとおりとされている。

ア いじめが生まれる背景と指導上の注意（基本方針別添2の3頁関係）

発達障害を含む障害のある児童等、海外から帰国した児童等や外国人の児童等、性同一性障害等に係る児童等に対するいじめを防止するため、学校として日常的に当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行うことが示されている。

各警察署にあつては、当該児童等に対するいじめ事実やいじめが疑われる事実を把握した場合は、被害児童等及び保護者の意向などに十分に配慮した上で、迅速な捜査や学校への連絡など、警察としても必要な対応を的確に行うこと。

イ いじめられた児童等又はその保護者への学校による支援に対する協力（基本方針別添2の7頁関係）

いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るなど、いじめられた児童等又はその保護者への支援を行い、状況に応じて、警察官経験者等外部専門家の協力を得ることが示されていることから、引き続き必要な協力を行うこと。

ウ いじめた児童等への指導又はその保護者への学校による助言に対する協力（基本方針別添2の7頁関係）

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめた児童等への指導又はその保護者への助言を行い、必要に応じて警察官経験者等外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を執ることが示されていることから、引き続き必要な協力を行うこと。

スクールサポーター配置警察署にあっては、学校からの求めがあれば、スクールサポーターに2に掲げた活動をさせるなどして、引き続き学校を支援すること。

担当 生活安全企画課少年対策係